

平成31年度財政援助団体等に対する監査（補助金等）結果

- 1 **実施期間** 令和2年1月8日から2月26日まで
- 2 **対象とした事項及び範囲** 平成30年度及び平成31年度 補助金及び負担金の執行状況について
- 3 **対象部課名**
 - ①地場産業販路開拓事業補助金 【担当課：ブランド戦略課】
 - ②飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金 【担当課：ブランド戦略課】
 - ③大学連携センター運営補助金 【担当課：企画課】
 - ④飛騨高山文化芸術祭実行委員会負担金 【担当課：生涯学習課】
 - ⑤飛騨御嶽高原ナショナル高地トレーニングエリア推進協議会負担金 【担当課：スポーツ推進課】
 - ⑥高齢者住宅バリアフリー改修助成補助金 【担当課：高年介護課】
 - ⑦飛騨高山展補助金 【担当課：商工課】
 - ⑧中小企業事業所内保育施設運営費等補助金 【担当課：商工課】
 - ⑨乗鞍エンジョイプロジェクト推進事業補助金 【担当課：観光課】
 - ⑩飛騨エアパーク協会負担金 【担当課：農務課】
 - ⑪伝統的建造物群保存地区防災対策事業補助金 【担当課：文化財課】

4 着 眼 点

補助金及び負担金の執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか

5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課の説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金等の支出並びに収支経理及び使途について、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、次の諸点については検討されたい。

○地場産業販路開拓事業補助金（ブランド戦略課）

地場産業の振興を図るため、各種団体が行う事業に要する経費の一部に対し、補助金を交付するものであり、高山市地場産業販路開拓事業補助金交付要綱で規定している。

（協）飛騨木工連合会が行う飛騨の家具フェスティバル事業に要する経費に対して交付する補助金において、事業の予算書及び決算書の収入に自己資金（9,283千円）の内訳（明細）の記載がなかった。調査したところ、飛騨市500千円、高山商工会議所900千円及び参加企業からの出展料7,883千円であった。自己資金は補助金を算定する上で基礎となる数値であり、所管課にあつては、交付団体に対して予算書及び決算書に明記するよう指導されたい。

また、要綱では、補助金は対象経費の2分の1以内の額で、10,000千円を限度とすると定めているが、要綱が制定された平成27年度以降、下表のとおり各年度の事業費が変動しているにもかかわらず、毎年同額の補助金（7,700千円）を前提とした事業計画となっていた。事業内容に見合った適切な補助額を算定し、決定すべきと考える。

さらに、事業報告書には商談件数、成約件数及び契約金額について記載されているが、補助金申請時に添付する事業計画書には、それらに関する目標値の記載がない。補助効果を高めるためにも、事業計画書への成約件数等の目標値の記載について交付団体を指導されたい。

飛騨の家具フェスティバル事業実績

年 度	事業費 千円	補助金 千円	自己資金 千円	来場者数 人	成約件数 件	成約金額 千円
平成27年度	17,064	7,700	9,365	37,430	402	349,440
平成28年度	16,728	7,700	9,028	35,039	637	399,750
平成29年度	18,977	7,700	11,277	34,200	636	315,000
平成30年度	16,983	7,700	9,283	33,800	618	340,000

○飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金（ブランド戦略課）

飛騨地域以外から本市へ移住し、一戸建ての空家を賃借する者や取得又は改修する者に対し、補助金を交付するものであり、飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金交付要綱で規定している。

本来、当補助制度は移住促進の契機となるべきところであるが、交付申請書に記載された転入目的を見ると、単に「移住」「就職」「就農」「結婚」「養子入り」等と記入されているのみの申請書が散見された。所管課においては、申請者から十分な聞き取りを行っていたが、最大1,000千円の補助金を個人に対して交付する制度であることに鑑み、様式の見直しを検討されたい。

また、要綱第3条では、補助対象者の要件として、地域住民との交流を積極的に図ることができる者と規定し、確約書を提出させているが、住民登録の調査だけでなく、地域住民との交流の状況についても実態を把握し、施策の効果を検証する必要があると考える。

○飛騨高山文化芸術祭実行委員会負担金（生涯学習課）

飛騨高山文化芸術祭を円滑に開催するため、飛騨高山文化芸術祭実行委員会（平成24年7月設立）に対し、負担金を支出している。

実行委員会会則第3条では、組織（構成員等）について規定しているが、委員及び役員の任期に関する記述がない。実行委員会における位置付けを明確にするためにも、会則に明記する必要がある。

また、平成31年度の事業計画及び予算（事業費55,880千円、うち市負担金55,000千円）を会則第3条第6項により実行委員会が決定したのは、令和元年7月であり、それまでの間は会長の専決処分で執行されていた。会則第6条で予算執行等に関する会長の専決処分は認めているが、あくまでも緊急を要する場合と規定している。実行委員会の事務局は生涯学習課が所掌しており、事業の開始前には予算決定すべきと考える。

○飛騨高山展補助金（商工課）

商工業の振興を図るため、高山市産業振興協会が行う飛騨高山展開催事業に要する経費に対し、補助金を交付するものであり、高山市商工振興事業等補助金交付要綱で規定している。

補助金について、要綱（別表）に「2,800千円以内の額。」と定めているが、実態は毎年要綱の限度額を改正しており、平成30年度は16,000千円以内、平成31年度は14,000千円以内と定めていた。

補助対象事業費は、百貨店側に支払う委託料（タイアップ料）と同額またはそれ以下の金額とする内々の取り決めがなされていることから、このことについて要綱（別表）に明記し、毎年要綱改正する必要がない表記に改めるべきと考える。

また、これまで開催された飛騨高山展の余剰金が別途積み立てられ、平成30年度末の残高は総額9,285千円となっている。多額の積立金を事務局（所管課）が管理している状況が適切なのか検討されたい。

○伝統的建造物群保存地区防災対策事業補助金（文化財課）

伝統的建造物群保存地区内における建造物の所有者又は管理者が、伝統的建造物の保存のために設置する自動火災警報設備や防災対策事業に要する経費の一部に対し、補助金を交付している。

伝統的建造物群保存地区防災対策事業補助金は、伝統的建造物群保存計画で規定しているが、補助金の詳細な取り扱いについては明文化されていないことから、取扱要領等の整備について検討されたい。

また、伝統的建造物が集積する地区の防災対策は、点ではなく一帯を面として捉える必要があり、個々の所有者からの交付申請によるだけでなく、市が主導し計画的かつ施策的に推進すべきものと考えられる。